

市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

*お知らせの表記

問…問い合わせ先

申…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。



使用料などの改定のお知らせ

消費税法および地方税法の一部改正に伴い、市の公おおかけの施設の使用料・観覧料、水道料金、下水道使用料などが4月1日から改定されました。改定後の金額などの詳細については、各施設や担当課などにお問い合わせください。

問 総務課 ☎ 51 6701

子どもの夢チャレンジを応援します

スポーツまたは文化の県大会などで優秀な成績を挙げ、東北大会または全国大会に出場する市在住の小・中学生を派遣する団体に対し、経費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

※申請書類などは市ホームページに掲載しています。

問 教育総務課 ☎ 72 2305

福祉課からのお知らせ

■民生委員・児童委員が決まりました

次の地域の民生委員・児童委員が決まりましたので、お知らせします。

氏名	電話番号	主な担当区域
小笠原 勉	23 4567	東三番町 3、4、9、35
中西 章子	23 4756	西三番町 14、19
小山田 良子	23 3435	西三番町 25、37
成田 正男	23 2092	万内、清瀬、 大不動、川尻、 杉ノ木
齋藤 美悦	22 6093	千里平、栄松、 十美岡、中平

問 福祉課 ☎ 51 6718

遺児入学祝金を支給します

小・中学校入学時に、入学祝金を支給しますので対象となるかたは申請してください。

対象者 父または母の死亡により遺

児となった児童、または父母のい

ない児童を養育する保護者

申込期間 4月1日(火)～30日(水)

持ち物 ▼ひとり親家庭等医療費

受給資格証または戸籍謄本など、

父母の死亡などを確認できるもの

▼印鑑▼通帳

※申請書は福祉課に備え付けていま

す。

申 福祉課 ☎ 51 6717

軽度・中等度難聴児補聴器購入費

助成について

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、4月1日から補聴器購入費用の一部を助成します。

対象 次の要件の全てを満たす18歳

未満の児童

▼市内に住所を有すること

▼両耳の聴力レベルが30デシベル以

上70デシベル未満で、身体障害者

手帳の交付の対象とならないこと

▼補聴器の装用により、言語の習得

など一定の効果が期待できると医

師が認めていること

▼同一世帯に市民税所得割額が46万

円以上の人がないこと

助成額 補聴器購入費の3分の2

※基準額があります。

※補聴器購入前に福祉課へご相談く

ださい。申請前に購入した場合

は、対象外となります。

問 福祉課 ☎ 51 6718

見守ってほしい高齢者のかたは登録

しましょう

対象 おおむね60歳以上のひとり暮

らしや高齢者のみの世帯

内容 高齢者見守りネットワークの

対象者として登録されると、地域

の新聞配達員などが業務の範囲内

で安否確認のために声掛けを行っ

たり、異変を察知した場合は関係

機関へ連絡します。

申し込み方法 高齢介護課備え付け

の申請書に記入の上、提出してく

ださい。

※新聞を購読して

いない場合でも

サービスの提供

を受けることが

できます。

問 高齢介護課 ☎ 51 6720

市民交流プラザの工期延長について

市民交流プラザの工期が9月末まで延長となります。完成後、できるだけ早い時期の開館を目指してまいります。その間、市民の皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、生涯学習センターなどの公共施設をご利用ください。各公共施設の予約状況は市ホームページでも確認いただけます。

なお、中央公民館は4月から廃止

となりますが、

市民交流プラザ

完成までの間、

臨時的にご利用

いただける場合

もあります。

詳しくはお問い

合わせください。

問 政策財政課

☎ 51 6712

